(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
瀬木野
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県白山市河合町
北　三一三番　一号
ツ　二九番一　三号
石川県白山市瀬木野町
ナ　三番一　二号
子　三二番三　四号
子　三一番　五号
子　九番甲　六号
レ　二七番　七号
レ　二五番　八号
三二〇番　九号
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小江添沢
(三)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県羽咋郡志賀町江添
ニ　二二番　一号
ニ　五一番　二号
ニ　五〇番　三号
ホ　九番　四号
ホ　五番　五号
ホ　二番一　六号から八号まで

○国土交通省告示第二百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成三十年二月二十二日
国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田中沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県富士市木島
字大峯　四五四番一　一号から六号まで
四五三番二　七号
四二九番六　八号
四二八番　九号から十四号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県静岡市葵区大原
字宮ノ沢　二〇〇三番一から二〇〇三番六まで
二〇〇四番
二〇一三番及び二〇一四番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
静岡県静岡市葵区大原
字宮ノ沢　二〇一二番　一号及び二号
二〇〇五番一　三号及び四号
二〇〇四番　五号
二〇〇三番一　六号から八号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大坂沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県掛川市大坂
字寺部　八二六一番一　一号から四号まで及び七号
八二六一番二　五号及び六号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西の平沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県浜松市天竜区西藤平
字西　一二四三番二　一号
一二五二番一　二号
一三五三番二　三号
一三五九番　四号
一三六二番　五号及び七号
一三六四番四　六号
一三六三番　八号
一三六一番　九号
一二三七番二　十号及び十一号
一二三七番一　十二号
一二三六番二　十三号
一二三九番　十四号
一二三六番一　十五号
一二三五番　十六号
一二三三番　十七号
一二三二番一　十八号
一二〇八番一　十九号及び二十号
一二四〇番一　二十一号
一二四二番　二十二号
一一八二番　二十三号

○国土交通省告示第二百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成三十年二月二十二日
国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長命寺川支流
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県近江八幡市島町
字山口　六六三番一　一号から四号まで及び七十四号から七十七号まで及び六十八号から七十三号まで
六六四番
六五四番　九号
六五四番一　八号
六五五番　六十四号から六十七号まで
六五三番　十号
六五七番　六十号
六五八番　六十一号から六十三号まで
六五二番　十一号及び十二号
六四八番　五十八号及び五十九号
六五〇番　十三号
六四九番　十四号及び十五号
六三八番　五十一号から五十七号まで
六三八番二　十六号
六三六番　十七号、十八号及び四十六号から五十号まで
六二一番　十九号及び四十一号から四十五号まで
六二〇番　二十号から二十二号まで及び四十号
六一九番　二十四号及び二十五号
六一七番　二十三号
六一五番　二十六号及び三十九号
六〇六番一　二十九号及び三十号
六〇九番一　二十七号、二十八号及び三十一号から三十八号まで

○国土交通省告示第二百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。
平成三十年二月二十二日
国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
城六川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十九年建設省告示第千三百七十七号で指定した城六川に掲げる土地の区域の内、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内
字野地　八八番一　一号
九五番二　二号
九三番一　七号及び八号
字影原　二一八番二　三号
二一八番一　四号
二一五番　五号及び六号

○国土交通省告示第二百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。
平成三十年二月二十二日
国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
濁川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十三年建設省告示第三千六百四十号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線、十七号と十八号を昭和四十三年建設省告示第三千六百四十号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十八号と十九号を結んだ線及び十九号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域